

No	【商工業:製造業】 固定資産税課税免除 提出書類一覧表	チェック欄	
		初年度	該当する場合
1	課税免除申請書類		/
	課税免除(減免)適用申請書 様式第17号、事業主別調書		
	奨励措置適用認定書(写し)		
	取得資産の明細書(土地・家屋) 別紙1		
	取得資産の明細書(償却資産) 別紙2		
	特別償却を行わない理由書 別紙3	2~3年目	
	事業(廃止・休止・承継・変更)届出書 様式第19号	2~5年目	
2	青色申告書を提出する事業者であることが分かる書類		/
	(法人)法人税申告書		
3	対象事業・資本金の額等が確認できる書類		/
	(法人)履歴事項全部証明書		
4	課税免除の対象となる部分が確認できる書類		/
	【家屋】【構築物】【機械及び装置】 事業所全体の平面図(位置図、配置図)等で、対象となる資産の配置場所が分かるようにマーク(着色)したもの		
	【建物】 平面図、立面図等で対象となる資産が分かるようにマーク(着色)したもの		
	【構築物】 配置図等で、対象となる資産が分かるようにマーク(着色)したもの		
	【機械及び装置】 配置図等で、対象となる機械及び装置の配置場所及び生産ラインが分かるようにマーク(着色)したもの、使用状況が確認できるもの(生産工程表、事業計画書等)		
	【土地】【建物】【構築物】 対象とならない部分があるときは、対象面積とその算出根拠を記載したもの		
5	取得等があった資産(土地を除く)が減価償却資産であることが確認できる書類		2~3年目
	(法人)法人税法施行規則別表16(1)、(2)及び特別償却の付表 ※特別償却を行わなかった場合は、特別償却を行わない理由書		
6	対象となる資産の取得日及び取得価額の合計が確認できる書類		/
	【土地】【建物】:固定資産台帳兼減価償却明細書、【償却資産】:償却資産申告書。 または売買契約書、工事請負契約書、全部事項証明書等確認できるもの。 ※【土地】【建物】【構築物】 対象とならない部分があるときは、対象面積によるあん分により算出した課税標準額が記載されたもの		
7	【土地】土地取得の日の翌日から起算して1年以内に建物が着工されていることが確認できる書類(取得した土地に対象家屋を建築した場合)		/
	土地の売買契約書の写し、建物の建築工事請負契約書の写し又は建築工事着手届の写し		
9	【設備】※資本金5,000万円超の法人のみ提出必要		/
	既存設備の取替え、更新のために生産設備の新增設をした場合、生産能力が従前に比して概ね30%程度以上増加していることが判断できる書類等(仕様書・カタログ等)		

※このほか、必要に応じて個別に書類の提出を求める場合があります。